飯塚市人権問題市民意識調査報告書 -概要版-

このたび、市民の皆様の人権問題に対する意識について把握し、今後の人権教育や人権啓発を 推進していくため「人権問題市民意識調査」を実施しました。今回の調査結果をもとに、飯塚市が 目指す「人権を大切にする市民協働のまちづくり」を推進するため、より効果的な人権教育・啓発 に取り組んでまいります。

2025 (令和7)年3月 飯塚市

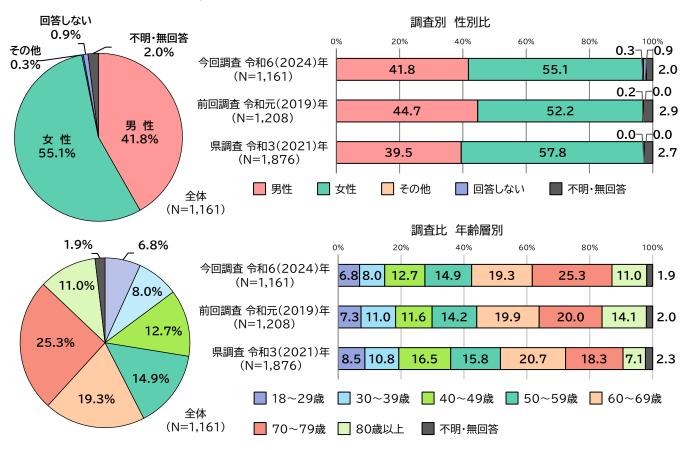
調査の概要

★調 査 対 象 飯塚市に住民登録している 18 歳以上の市民を対象に、3,000 人を無作為抽出 (令和6(2024)年8月1日基準)

★調 査 方 法 郵送による調査(配布及び回収)

★調 査 期 間 令和 6(2024)年 9 月 1 日(日)~9 月 20 日(金)

★回 収 状 況 有効回収数 1,161 人(回収率 38.9%)



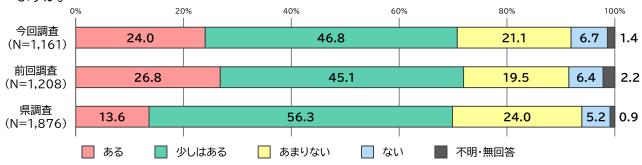
(注記)※「前回調査」・・・・令和元(2019)年度 飯塚市「人権問題市民意識調査」

- ※「県調査」・・・・・令和 3(2021)年度 福岡県「人権問題に関する県民意識調査」
- ※割合(%)は、端数処理を行わず小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が 100.0 にならない場合があります。
- ※図表中の「N」は回答者の全体数で、「n」は区分ごとの小計数となります。

人権問題全般

┃ 人権問題に対する興味・関心

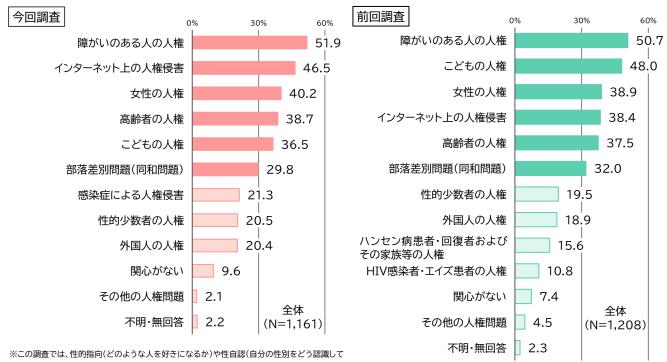
★ 現在の日本社会には、さまざまな人権問題があります。あなたは、「人権問題」に対して興味や関心がありますか。



人権問題に関心が「ある」(「ある」と「少しはある」の合計)とした割合は、前回調査及び県調査と比較した結果 ほとんど差がなく、市民の約7割は人権問題に関心を持っていることがわかります。また、関心が「ない」(「ない」 と「あまりない」の合計)とした割合は、27.8%です。

2 関心がある「人権問題」

★ あなたは、どの人権問題に関心がありますか。(複数回答)



※この調査では、性的指向(どのような人を好きになるか)や性自認(自分の性別をどう認識しているか)に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを表すため、「性的少数者」という用語を使用しています。

「障がいのある人の人権に関する問題」が51.9%と唯一半数以上の人が関心を寄せています。次いで、今日的な人権課題である「インターネット上の人権侵害に関する問題」が46.5%となっています。

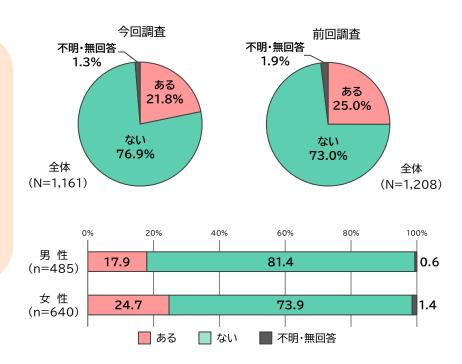
なお、前回調査との比較では、関心度順は入れ替わっているものの、上位6つは同一の人権課題となっていますが、「こどもの人権に関する問題」は11.5ポイント低くなっています。

3 人権が侵害された経験の有無

★ あなたは、これまでに自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか。

「人権が侵害されたと感じたことがある」と回答した割合は21.8%です。一方で「感じたことがない」と回答した割合は76.9%で、市民の約3/4は「人権侵害の経験がない」ことを示しています。

性別では、女性の方が、「人権侵害 の経験がある」と回答した割合が 6.8ポイント高くなっています。

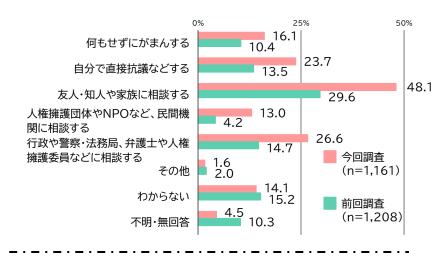


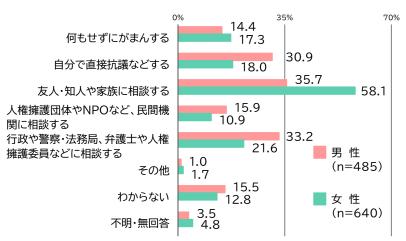
4 人権が侵害された場合の対処の仕方

★ あなたは、自分の人権が侵害された場合、どのように対処しますか。(複数回答)

「友人・知人や家族に相談する」が48.1%と最も高く、次いで「行政や警察・法務局、弁護士や人権擁護委員などに相談する」が26.6%、「自分で直接抗議などする」が23.7%となっています。なお、対処の仕方が「わからない」と回答した割合が14.1%となっています。

性別問わず最も高い割合を示したのは「友人・知人や家族に相談する」で、男性に対して女性が高い割合を示したのは、「友人・知人や家族に相談する」、女性に対して男性が高い割合を示したのは、「自分で直接抗議などする」、「行政や警察・法務局、弁護士や人権擁護委員などに相談する」で性別による対処の仕方やその相談先に違いがあることがわかります。

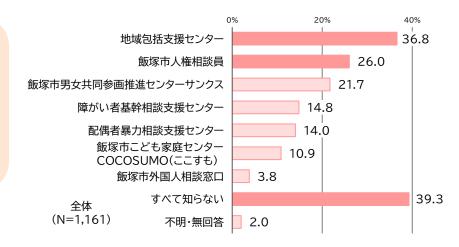




5 人権に関する相談窓口の認知

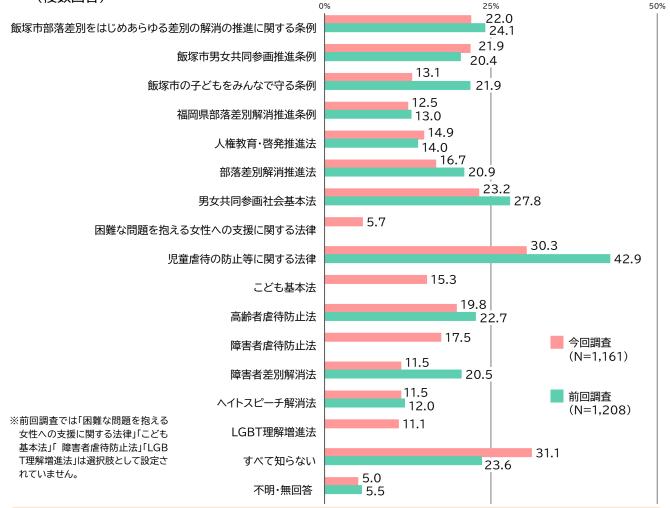
★ あなたは、人権に関する相談窓口のうち、おおまかな内容も含め知っているものがありますか。(複数回答)

「地域包括支援センター」が36.8% と最も高く、次いで「飯塚市人権相談員」が26.0%、「飯塚市男女共同参画推進センターサンクス」が21.7%です。しかし、39.3%が人権に関する相談窓口を知らないという状況です。



6 人権問題に関連する法律や条例の認知

★ あなたは、人権問題に関連する法律や条例のうち、おおまかな内容も含め知っているものがありますか。 (複数回答)

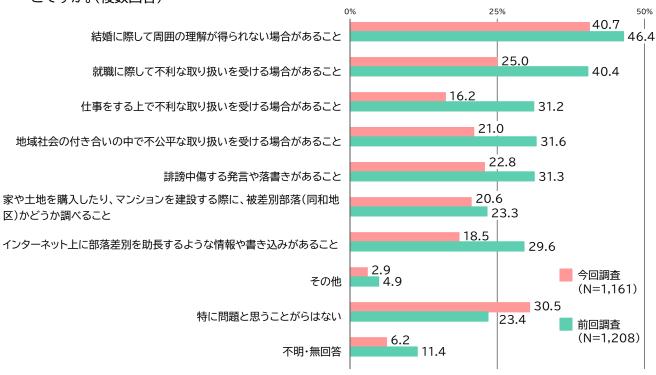


人権問題に関連する法律や条例の認知度は、前回調査よりも全体的に低下しています。「すべて知らない」が31.1%と、最も高く、次いで、「児童虐待の防止等に関する法律」の30.3%、「男女共同参画社会基本法」が23.2%、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が22.0%となっています。

部落差別問題(同和問題)

7 部落差別問題(同和問題)に関することがらについての現状認識

★ 部落差別問題(同和問題)に関することがらについて、現在も特に問題であると思うことはどのようなことですか。(複数回答)

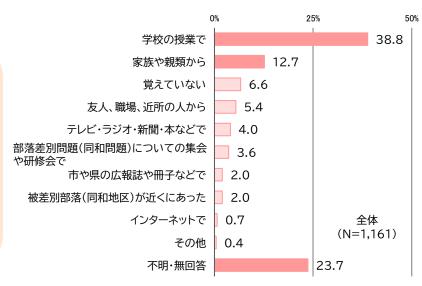


「特に問題と思うことがらはない」以外は前回調査よりも数値は低くなっています。しかし、「結婚に際して周囲の理解が得られない場合があること」は40.7%で、「結婚問題」に関しては、きびしい現実は変わっていないと思われます。

8 部落差別問題(同和問題)に関する知識についての最初の提供者

★ あなたが部落差別問題(同和問題)を初めて知ったのは、誰から(何から)ですか。

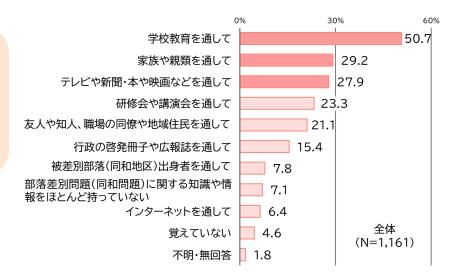
科学的・計画的・継続的に知識の 提供を受けることができる「学校の授業で」が38.8%と高い反面、断片的 で、うわさや言い伝えなどの知識の提供であると考えられる「家族や親類から」が12.7%、「友人、職場、近所の 人から」が5.4%で、合計18.1%となっています。



9 部落差別問題(同和問題)に関する現在の知識や情報の提供者

★ 部落差別問題(同和問題)に関する現在のあなたの知識や情報は、何を通して得たものですか。(複数回答)

「学校教育を通して」が50.7%と一番多く、次が「家族や親類を通して」が29.2%、3番目が「テレビや新聞・本や映画などを通して」が27.9%となっています。

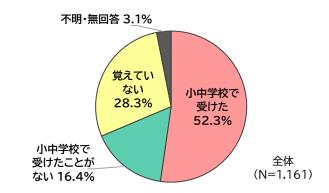


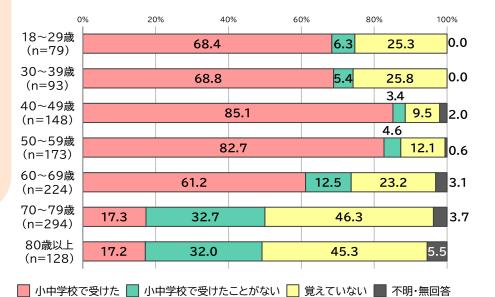
○ 小中学校で部落差別問題(同和問題)に関する授業を受けた 経験の有無

★ あなたは、小中学校で部落差別問題(同和問題)に関する授業を受けたことがありますか。

「小中学校で受けた」が52.3%、「受けたことがない」が16.4%、「覚えていない」が28.3%となっています。

年齢層別では、国の人権問題の施策によって、学校での「部落差別問題学習」の実施状況が異なっていることがわかります。大きく分類すると、70歳以上は「ほとんど実施していない」時代、60~69歳は「同和対策審議会の答申が出た」時代、40~59歳の「同和対策事業特別措置法」時代、39歳以下は「特別措置法失効」直前と失効の時代となります。



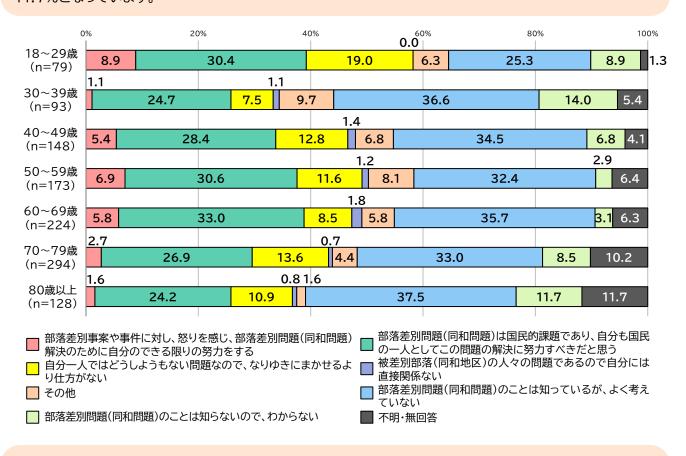


部落差別問題(同和問題)と自分との関わり

★ 部落差別問題(同和問題)の解消に向けたあなたの考えとして近いものはどれですか。



「部落差別問題(同和問題)のことは知っているが、よく考えていない」が33.7%と一番多く、次が「部落差別問題(同和問題)は国民的課題であり、自分も国民の一人としてこの問題の解決に努力すべきだと思う」で28.5%、3番目が「自分一人ではどうしようもない問題なので、なりゆきにまかせるより仕方がない」で11.7%となっています。



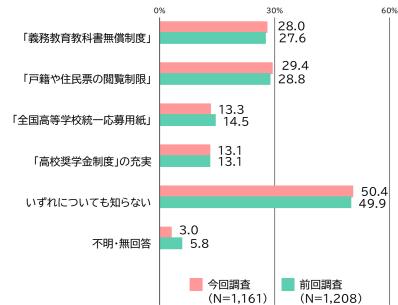
18~29歳の年齢層は他の年齢層よりも「部落差別事案や事件に対し、怒りを感じ、部落差別問題(同和問題) 解決のために自分のできる限りの努力をする」と「自分一人ではどうしようもない問題なので、なりゆきにまか せるより仕方がない」が高く、「部落差別問題(同和問題)のことは知っているが、よく考えていない」が低くなっ ています。

| 2 部落差別をなくすための運動をきっかけとして生まれた制度の認知

★ 部落差別をなくすための運動をきっかけとして生まれた制度のうち、あなたが知っているものはどれですか。(複数回答)

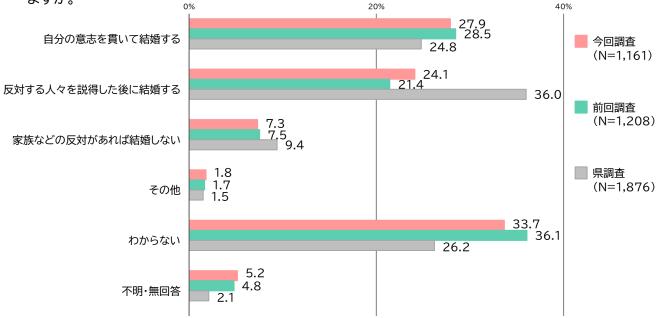
前回調査と今回調査では、各制度の認知度にさほど変化は見られません。「いずれについても知らない」が50.4%で、最も高く、十分に認知されていない現状であることがわかります。

部落差別をなくす運動と自分との 関係や部落差別を解消する運動が、 社会を変えていった事実を知ること が大切です。



| 3 | 自身が被差別部落(同和地区)の人と結婚しようとした際の態度

★ あなたが被差別部落(同和地区)の人と結婚しようとしたとき、家族や親類から反対を受けた場合どうしますか。



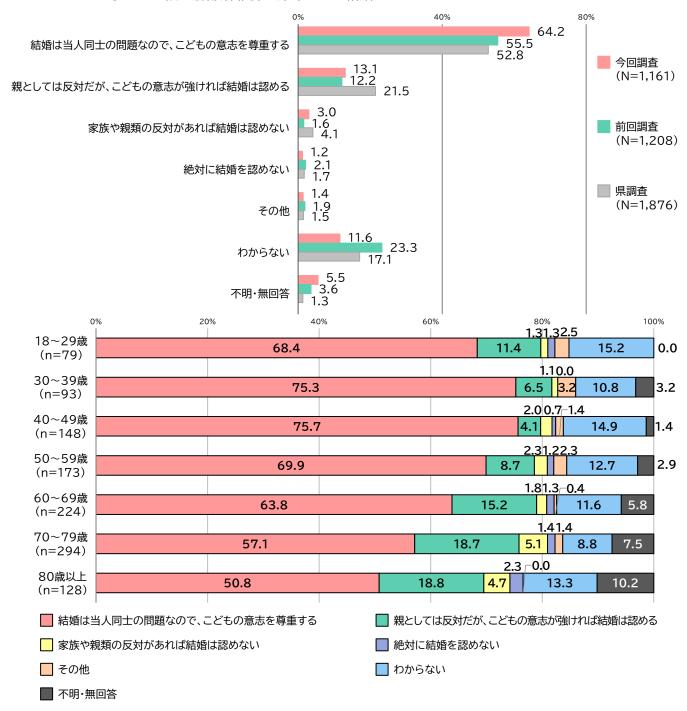
「自分の意志を貫いて結婚する」が27.9%、「反対する人々を説得した後に結婚する」が24.1%と結婚に対して前向きな行動をとる回答が52.0%、「家族などの反対があれば結婚しない」が7.3%、「わからない」が33.7%で、41.0%は、結婚を忌避する可能性のある回答をしています。

前回調査との違いは見られませんが、県調査との比較では「わからない」が7.5ポイント、「自分の意志を貫いて結婚する」が3.1ポイント高く、「反対する人々を説得した後に結婚する」が11.9ポイント低くなっています。

14

自分のこどもが被差別部落(同和地区)の人と結婚しようと した際の自身の態度

★ あなたのお子さんが被差別部落(同和地区)の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか。

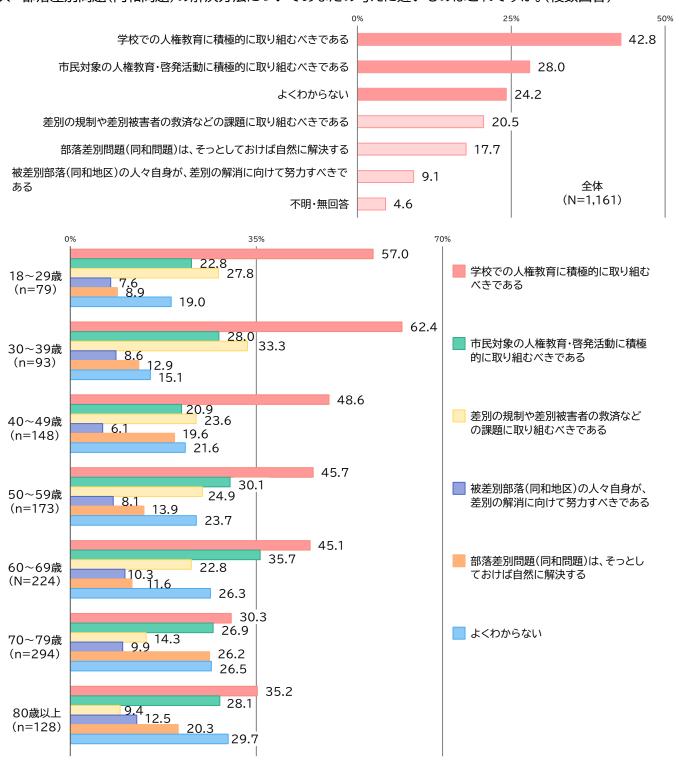


「結婚は当人同士の問題なので、こどもの意志を尊重する」が64.2%、「親としては反対だが、こどもの意志が強ければ結婚は認める」が13.1%と、こどもの意志を尊重する考え方が77.3%で、前回調査より9.6ポイント、県調査より3.0ポイント高く、「わからない」が11.6%で、前回調査より11.7ポイント、県調査より5.5ポイント低くなっています。このことは、結婚に対する考え方の変化や人権教育・啓発が一定の成果を示しているのではないかと思われます。「結婚は当人同士の問題なので、こどもの意志を尊重する」と「親としては反対だが、こどもの意志が強ければ結婚は認める」では、69歳以下では差は認めらませんが、70歳以上は、年齢層が高くなるにしたがって数値が小さくなっています。

15

部落差別問題(同和問題)の解決方法

★ 部落差別問題(同和問題)の解決方法についてあなたの考えに近いものはどれですか。(複数回答)

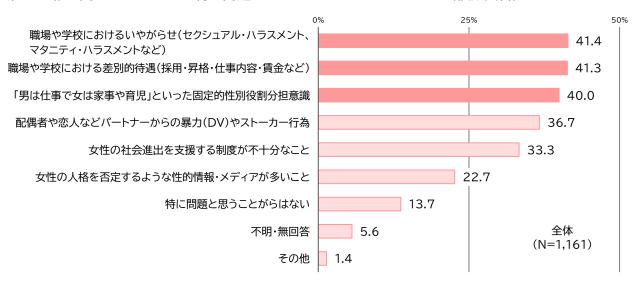


「教育・啓発活動の積極的な取組」を解決方法と考えている意見が70.8%、「法規制の強化」が20.5%、「そっとしておけば自然に解決する」や「被差別部落(同和地区)の人々自身が、解決に努力すべきだ」のような、「部落差別問題(同和問題)は自分とは関係ない」という意見が26.8%、「よくわからない」が24.2%です。「学校での人権教育の推進」は、年齢が高くなるにしたがって割合が低く、「よくわからない」は、年齢が高くなるにしたがって割合が低く、「よくわからない」は、年齢が高くなるにしたがって割合が高く、科学的・計画的・継続的に部落差別問題学習を受けてきた世代で教育の成果が見られますが、「そっとしておけば自然に解決する」は年齢に関係なく一定の割合を占めています。

さまざまな人権問題

|6| 女性の人権に関する問題

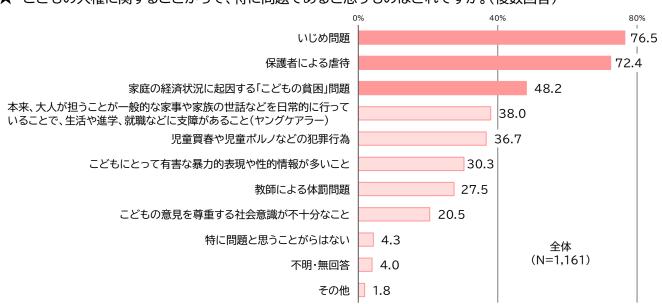
★ 女性の人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「職場や学校におけるいやがらせ(セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど)」が41.4%、次いで「職場や学校における差別的待遇(採用・昇格・仕事内容・賃金など)」が41.3%、「『男は仕事で女は家事や育児』といった固定的性別役割分担意識」が40.0%となっており、職場や学校における女性の人権侵害について、課題意識が伺えます。

17 こどもの人権に関する問題

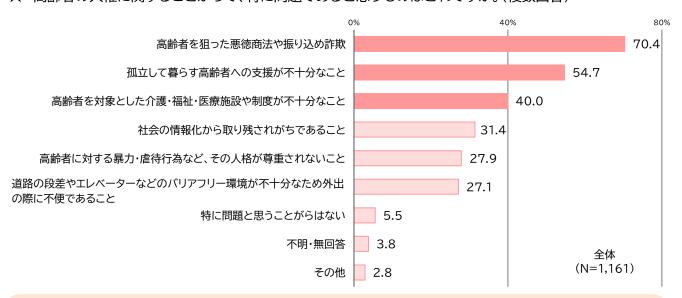
★ こどもの人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「いじめ問題」、「保護者による虐待」、「こどもの貧困問題」、「ヤングケアラー」などの割合が高く、メディアに取り上げられている問題や、現在の社会情勢を反映した問題意識が伺えます。

| 8 高齢者の人権に関する問題

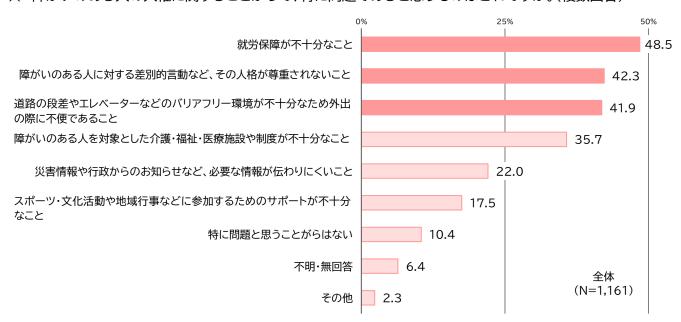
★ 高齢者の人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺」、「孤立して暮らす高齢者への支援が不十分なこと」、「高齢者を対象とした介護・福祉・医療施設や制度が不十分なこと」の割合が高くなっています。高齢者を狙った悪徳商法や振り込め詐欺については、次々に新たな手法が生まれていることから啓発を続ける必要があり、高齢者にとって安全で住みやすい環境づくりや地域生活支援体制の整備が望まれています。

19 障がいのある人の人権に関する問題

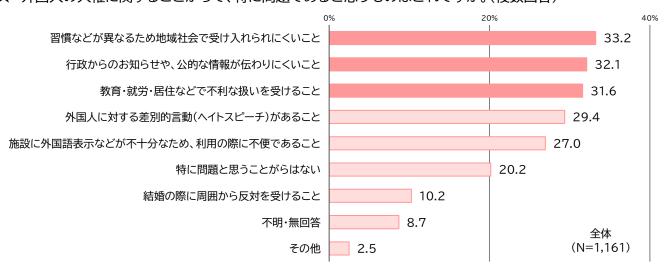
★ 障がいのある人の人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「就労保障が不十分なこと」が48.5%と最も高く、次いで「障がいのある人に対する差別的言動など、その人格が尊重されないこと」が42.3%、「道路の段差やエレベーターなどのバリアフリー環境が不十分なため外出の際に不便であること」が41.9%となっています。ハード面、ソフト面双方の「バリアフリー」が不十分といった課題意識が伺えます。

20 外国人の人権に関する問題

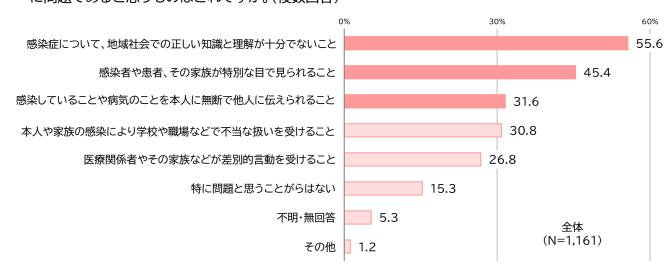
★ 外国人の人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「習慣などが異なるため地域社会で受け入れられにくいこと」、「行政からのお知らせや、公的な情報が伝わりにくいこと」、「教育・就労・居住などで不利な扱いを受けること」の割合が高くなっています。今回調査の人権課題の中で「特に問題と思うことがらはない」と回答した割合が20.2%と最も高く、日常生活の中で外国人との交流が少ないことがその要因の一つとして考えられます。学校や社会生活の様々な場面での「出会い・触れ合い・学び合い」を通した多文化共生の取り組みの推進が大切です。

21 感染症による人権侵害に関する問題

★ 感染症(新型コロナウイルス感染症・HIV/エイズ・ハンセン病など)による人権侵害に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「感染症について、地域社会での正しい知識と理解が十分でないこと」が 55.6%と最も高く、次いで「感染者 や患者、その家族が特別な目で見られること」が45.4%となっています。感染症問題に関する知識不足による 偏見や差別意識が存在することが伺えます。

22 インターネット上の人権侵害に関する問題

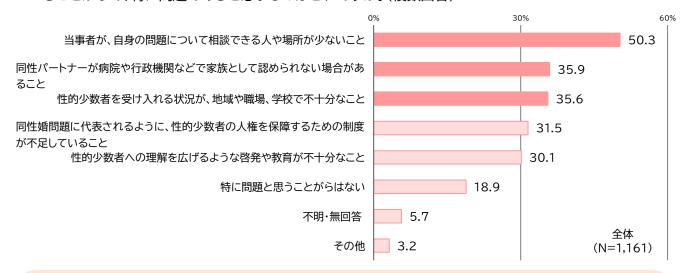
★ インターネット上の人権侵害に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「個人情報の流出を招くこと」が 71.7%と最も高く、次いで「さまざまな犯罪に巻き込まれる危険があること」 が60.1%、「こどもや若者のネット依存やスマホ依存に起因するさまざまな問題」が54.8%で、インターネット 上の人権侵害に関しては、現在社会問題化している人権課題の一つであり、全体的に問題意識の高さが伺えます。

23 性自認や性的指向に起因する、性的少数者の人権に関する問題

★「性自認(こころの性)」や「性的指向(異性愛・同性愛・両性愛など)」に起因する、性的少数者の人権に関することがらで、特に問題であると思うものはどれですか。(複数回答)



「当事者が、自身の問題について相談できる人や場所が少ないこと」が50.3%と最も高く、相談体制が不十分であると認識している割合が高くなっています。次いで「同性パートナーが病院や行政機関などで家族として認められない場合があること」が35.9%、「性的少数者を受け入れる状況が、地域や職場、学校で不十分なこと」が35.6%です。

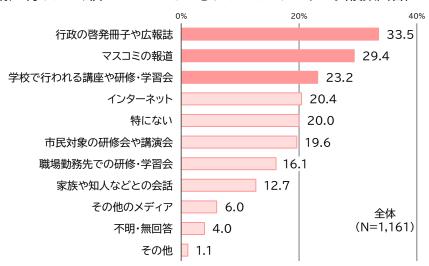
性のあり方は多様であり、互いの属性の違いを認め合いながら共に生きていく社会(ダイバーシティ社会)の 実現をめざす教育・啓発を推進していくことが必要とされています。

市が行っている啓発活動

24 人権問題に関する知識や情報を得るため、役に立っているもの

★ あなたが人権問題に関する知識や情報を得るため、役に立っていると思うものはどれですか。(複数回答)

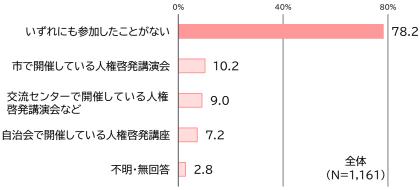
「行政の啓発冊子や広報誌」が33.5%で最も割合が高く、次いで「マスコミの報道」が29.4%となっています。「学校で行われる講座や研修・学習会」は、前回調査13.8%、今回調査23.2%、「インターネット」は、前回調査14.9%、今回調査20.4%とそれぞれ割合が高くなっています。



25 飯塚市が主催する啓発行事への参加状況

★ 飯塚市が主催する次の啓発行事のうち、ここ 5 年間に一度でも参加したことがあるものはどれですか。 (複数回答)

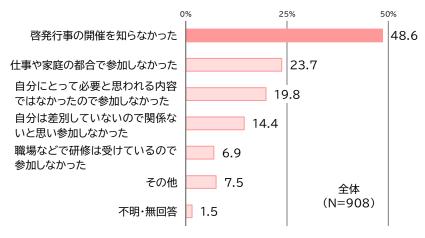
飯塚市が主催する啓発行事への参加 状況は、過去5年間で「いずれにも参加 したことがない」が 78.2%となっており、幅広い場所や機会をとらえた啓発 が必要です。



26 飯塚市が主催する啓発行事に参加したことがない理由

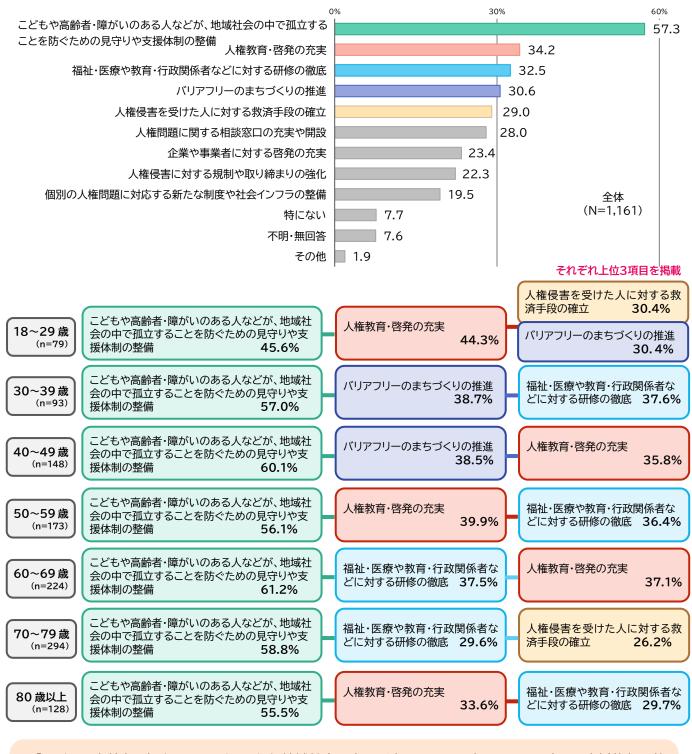
★ 問 25 に挙げた啓発行事の「4 いずれにも参加したことがない」と回答された方だけにおたずねします。 参加したことがない理由はどれですか。(複数回答)

「啓発行事の開催を知らなかった」が 一番多く、次が「仕事や家庭の都合で 参加しなかった」となっています。多く の方が参加しやすくなるように、さら に周知方法や開催方法等を検討するこ とが必要とされています。



人権問題の解決のため、今後の行政施策として特に重要であ ると思うもの

₹ 人権問題の解決のため、今後の行政施策として特に重要であると思うものはどれですか。(複数回答)



「こどもや高齢者・障がいのある人などが、地域社会の中で孤立することを防ぐための見守りや支援体制の整 備」が57.3%で、最も高い割合になっています。年齢層の違いにより重要とおもわれる行政施策の順番は入れ 替わっていますが、それぞれの割合は高くなっています。



TEL (0948) 22-5500

※報告書に関する詳細内容は、

ご覧ください。